



水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の撤廃等について



○ 水道施設の耐災害性強化対策や耐震化対策、老朽施設の更新・再構築、水質管理体制の強化、安定的な水源確保への取組などが喫緊の課題となっているが、これらの課題解決・事業推進には多額の資金が必要であり、国の財政支援が不可欠

次の要望を踏まえ、財政支援の拡充、要件の撤廃等を図ること



水道施設整備費に関する事項

〔要望事項(1)〕

水道水源開発施設整備費

〔現状〕補助率1/3～1/2

・ダムの大規模改修事業、各種付帯設備の更新費用を補助対象に加える

水道施設機能維持整備費

〔現状〕補助率1/4～1/3

・既存自家発電設備の更新・改良、施設の覆蓋化を補助対象とする

水道基幹施設耐震化事業費

〔現状〕補助率1/3～1/2

・水道の地震対策に係る新たな補助要件(加速要件)の要件緩和を図る

高度浄水施設等整備費

〔現状〕補助率1/4～1/2

・交付額の算定に係る基準事業費を撤廃する



防災・安全交付金に関する事項

〔要望事項(1)〕

水道総合地震対策事業

〔現状〕交付率1/4～1/3

①基幹水道構造物の耐震化事業:

・法定耐用年数要件の撤廃・交付対象事業費の算定基準の見直し
・長寿命化工事(防食塗装等)を交付対象とする

②重要給水施設配水管:

・水道料金等に係る採択基準の撤廃・緊急対策に係る配水支管への財政支援の継続

〔要望事項(2)〕

水道施設アセットマネジメント推進事業

〔現状〕交付率1/4～1/3

①老朽管更新事業:

・平成29年度以降に実施された新規事業についても対象とすること 等

②水管路緊急改善事業:

・水道料金・給水収益に占める企業債残高等の指標値に係る採択基準の撤廃又は緩和
・長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする
・布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする

③鉛管更新事業:給水管の更新事業を加える

④水管橋耐震化等事業:配水管及び点検委託業務に伴う事業費等を交付対象とする

⑤導水管・送水管複線化事業:

・軌道横断する管路や配水管を交付対象とする・断水の影響を受ける人数の要件を緩和する

〔要望事項(3)〕

水道事業運営基盤強化推進等事業

〔現状〕交付率1/4～1/3

①広域化事業:

・地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化も交付対象とする
・事業統合や経営一体化の要件の緩和・時限措置の撤廃

②運営基盤強化事業

・最終年度に2か年分交付される交付金について、交付期間を1年延伸し、1か年ずつ交付する
・廃止施設撤去費用の交付対象を拡充する

③水道施設再編推進事業

・複数の末端給水を行う水道事業者の施設を廃止して用水供給事業者の施設を増強する施設の再構築を行う場合の費用を対象とするとともに、資本単価や施設廃止数の要件を緩和し、廃止のみの事業も対象とする

〔要望事項(4)〕

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して水道料金の減免を行った水道事業者に対して、料金回収率算定式の見直しを行うなど、運用の改善を図る



その他の事項

〔要望事項(1)〕

上下水道DX推進事業に関する事項

〔現状〕交付率1/3～1/2

・先端技術を活用したシステムの導入等の検討・構想から実施に要する費用について広く補助対象

とし、設備の伴わない委託業務等についても補助対象とする

・スマートメーター全戸導入に係る取組を補助対象とともに、補助率を引き上げること

〔要望事項(2)〕

資本費の抑制に務めている事業者等への措置

・アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている事業者、経年施設を多く有する事業者に重点的に措置される補助制度とする

〔要望事項(3)〕

施設基準等についての地方の裁量の拡大

・必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大する

〔要望事項(4)〕

水道管路の維持管理費用に対する財政支援

・道路法に定められた道路占有物件の維持管理義務について、老朽管起因の道路陥没事故等防止のため、道路占有している水道管路の耐震化や更新に係る維持管理費用に対する財政支援を図る

〔要望事項(5)〕

現年度予算の確保

・本省縦越による当初予算の充当が行われないため、事業体が要望する金額を当初予算で確保すること

・当初要望で不採用となった事業は、着手済みであっても、当該年度の補正予算による要望を認めること

・補正予算による事業の前倒しは、請負業者との調整や予算上の措置が困難なため、債務負担工事に限って補正予算による交付の翌年度事業予算への充当を認めること

〔要望事項(6)〕

生活基盤近代化事業に関する事項

〔現状〕交付率1/4～1/2

・統合にあたって、簡易水道事業の基盤強化を図るため、生活基盤近代化事業の採択基準の撤廃又は緩和及び補助率の引き上げを図ること

・統合後の旧簡易水道事業の維持管理経費を交付対象とすること